

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【公表番号】特表2005-532351(P2005-532351A)
 【公表日】平成17年10月27日(2005.10.27)
 【年通号数】公開・登録公報2005-042
 【出願番号】特願2004-510706(P2004-510706)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 33/44 (2006.01)
A 6 1 K 9/08 (2006.01)
A 6 1 K 9/72 (2006.01)
A 6 1 K 47/04 (2006.01)
A 6 1 P 3/10 (2006.01)
A 6 1 P 9/00 (2006.01)
A 6 1 P 9/08 (2006.01)
A 6 1 P 17/06 (2006.01)
A 6 1 P 19/02 (2006.01)
A 6 1 P 27/02 (2006.01)
A 6 1 P 27/06 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 35/00 (2006.01)
A 6 1 P 37/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 33/44
 A 6 1 K 9/08
 A 6 1 K 9/72
 A 6 1 K 47/04
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 P 9/00
 A 6 1 P 9/08
 A 6 1 P 17/06
 A 6 1 P 19/02
 A 6 1 P 27/02
 A 6 1 P 27/06
 A 6 1 P 29/00 1 0 1
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 37/06

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月11日(2006.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者において天然に生じる癌を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための、一酸化炭素の使用。

【請求項 2】

薬学的組成物が、ガスの形態である、請求項1記載の使用。

【請求項 3】

薬学的組成物が、液体の形態である、請求項1記載の使用。

【請求項 4】

薬学的組成物が、経口的に、吸入を介して、患者の腹腔への直接投与を介して、または患者の器官への局所投与を介して患者に投与される、請求項1から3のいずれか一項記載の使用。

【請求項 5】

組成物が、患者の肺以外の患者の器官に局所的に投与される、請求項1から3のいずれか一項記載の使用。

【請求項 6】

患者が以前に化学療法、放射線治療、または癌組織を除去するための手術を受けている、請求項1から5のいずれか一項記載の使用。

【請求項 7】

患者において天然に生じる癌を治療または予防する工程が、癌組織を除去するために患者に対して手術を行う工程、または患者に化学療法もしくは放射線治療を施す工程をさらに含む、請求項1から5のいずれか一項記載の使用。

【請求項 8】

化学療法、放射線治療、または癌組織を除去するための手術の間に薬学的組成物が患者に投与される、請求項1から5のいずれか一項記載の使用。

【請求項 9】

癌が、以下からなる群より選択される患者の一部に天然に生じる癌である、請求項1から8のいずれか一項記載の使用：胃、結腸、直腸、口/咽頭、食道、喉頭、肝臓、脾臓、肺、乳房、子宮頸部、子宮体、卵巣、前立腺、精巣、膀胱、皮膚、骨、腎臓、脳/中枢神経系、頭部、首、および咽喉。

【請求項 10】

患者がヒトである、請求項1から9のいずれか一項記載の使用。

【請求項 11】

患者が齧歯類でない、請求項1から9のいずれか一項記載の使用。

【請求項 12】

薬学的組成物が、体外膜ガス交換装置または人工肺によって患者に投与される、請求項2記載の使用。

【請求項 13】

以下を特徴とする、患者の癌を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための、一酸化炭素の使用：

(a) 化学療法または放射線治療が必要であると診断された患者に化学療法または放射線治療を施すこと；および

(b) 工程(a)の前に、間に、または後に、患者に薬学的組成物を投与すること。

【請求項 14】

薬学的組成物が工程(a)の前に、間に、および後に投与される、請求項13記載の使用。

【請求項 15】

薬学的組成物が、ガスの形態である、請求項13記載の使用。

【請求項 16】

薬学的組成物が、液体の形態である、請求項13記載の使用。

【請求項 17】

薬学的組成物が、経口的に、吸入を介して、患者の腹腔への直接投与を介して、または患者の器官への局所投与を介して患者に投与される、請求項13から16のいずれか一項記載の使用。

【請求項18】

組成物が、患者の肺以外の患者の器官に局所的に投与される、請求項13から16のいずれか一項記載の使用。

【請求項19】

患者がヒトである、請求項13から18のいずれか一項記載の使用。

【請求項20】

患者が齧歯類でない、請求項13から18のいずれか一項記載の使用。

【請求項21】

薬学的組成物が、体外膜ガス交換装置または人工肺によって患者に投与される、請求項15記載の使用。

【請求項22】

以下を特徴とする、患者において天然に生じる癌を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための、一酸化炭素の使用：

(a) 患者において、天然に生じる癌組織を有する少なくとも1つの器官を同定すること；

(b) 少なくとも癌組織の一部を除去するために患者に手術を行うこと；および

(c) 工程(a)の前に、間に、または後に、患者に薬学的組成物を投与すること。

【請求項23】

組成物が工程(b)の前に、間に、および後に投与される、請求項22記載の使用。

【請求項24】

組成物が、ガスの形態である、請求項22記載の使用。

【請求項25】

組成物が、液体の形態である、請求項22記載の使用。

【請求項26】

薬学的組成物が、経口的に、吸入を介して、患者の腹腔への直接投与を介して、または患者の器官への局所投与を介して患者に投与される、請求項22から25のいずれか一項記載の使用。

【請求項27】

組成物が、ガスの形態であり、手術部位に局所的に投与される、請求項22記載の使用。

【請求項28】

癌が、以下からなる群より選択される患者の一部に天然に生じる癌である、請求項22から27のいずれか一項記載の使用：胃、結腸、直腸、口/咽頭、食道、喉頭、肝臓、膵臓、肺、乳房、子宮頸部、子宮体、卵巣、前立腺、精巣、膀胱、皮膚、骨、腎臓、脳/中枢神経系、頭部、首、および咽喉。

【請求項29】

以下を特徴とする、患者において天然に生じる癌を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための一酸化炭素の使用：

(a) 天然に生じる癌に冒されるか、またはそのリスクがある患者を同定すること；

(b) 一酸化炭素ガスを含む加圧されたガスの形態の薬学的組成物を含有する容器を提供すること；

(c) 容器から薬学的組成物を放出させて、一酸化炭素ガスを含む雰囲気を形成すること；および

(d) 雰囲気に患者を曝露すること。

【請求項30】

患者が少なくとも1時間、少なくとも6時間、少なくとも24時間、少なくとも3日間、少なくとも1週間、少なくとも4週間、または少なくとも1年間の期間にわたって継続的または断続的に雰囲気に曝露される、請求項29記載の使用。

【請求項31】

癌が、以下からなる群より選択される患者の一部に天然に生じる癌である、請求項29または30記載の使用：胃、結腸、直腸、口/咽頭、食道、喉頭、肝臓、膵臓、肺、乳房、子

宮頸部、子宮体、卵巣、前立腺、精巣、膀胱、皮膚、腎臓、脳 / 中枢神経系、頭部、首、および咽喉。

【請求項 3 2】

雰囲気中の一酸化炭素の濃度が、重量で約0.01%～約0.22%である、請求項29から31のいずれか一項記載の使用。

【請求項 3 3】

患者がヒトである、請求項29から32のいずれか一項記載の使用。

【請求項 3 4】

患者が齧歯類でない、請求項29から32のいずれか一項記載の使用。

【請求項 3 5】

天然に生じる癌に冒されるか、またはそのリスクがあると診断されたヒト患者に対して、薬学的組成物の治療的に有効な量を投与することを特徴とする、ヒト患者において天然に生じる癌を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための、一酸化炭素の使用。

【請求項 3 6】

以下を特徴とする、患者の癌を治療するための薬学的組成物を調製するための、一酸化炭素の使用：

(a) 患者の癌細胞がp21を発現するかどうかを決定すること；および

(b) 癌細胞がp21を発現する場合、患者に薬学的組成物の治療的に有効な量を投与すること。

【請求項 3 7】

患者における望ましくない血管形成、または望ましくない血管形成と関連する症状を治療または予防するための薬学的組成物を調製するための一酸化炭素の使用。

【請求項 3 8】

薬学的組成物が、ガスの形態である、請求項37記載の使用。

【請求項 3 9】

薬学的組成物が、液体の形態である、請求項37記載の使用。

【請求項 4 0】

薬学的組成物が、経口的に、吸入を介して、患者の腹腔への直接投与を介して、または患者の器官への局所投与を介して患者に投与される、請求項37から39のいずれか一項記載の使用。

【請求項 4 1】

組成物が、患者の肺以外の患者の器官に局所的に投与される、請求項37から39のいずれか一項記載の使用。

【請求項 4 2】

患者がヒトである、請求項37から41のいずれか一項記載の使用。

【請求項 4 3】

患者が齧歯類でない、請求項37から41のいずれか一項記載の使用。

【請求項 4 4】

薬学的組成物が、体外膜ガス交換装置または人工肺によって患者に投与される、請求項38記載の使用。

【請求項 4 5】

望ましくない血管形成と関連する症状が癌ではない、請求項38記載の使用。

【請求項 4 6】

望ましくない血管形成と関連する症状が以下からなる群より選択される、請求項38記載の使用：リウマチ様関節炎、狼瘡、乾癬、糖尿病性網膜症、未熟児網膜症、黄斑変性症、角膜移植後拒絶反応、血管新生緑内障、水晶体後線維増殖症、ルベオーシス、オスラー-ウェーバー症候群、心筋の血管形成、プラーク血管新生、末梢血管拡張、および血管線維腫。

【請求項 4 7】

医療グレードの圧縮一酸化炭素ガスを含む容器であって、

(a) ガスを患者の癌を治療または予防するために使用することができること；

(b) ガスを患者の望ましくない血管形成を治療または予防するために使用することができること；または

(c) ガスを、患者において望ましくない血管形成と関連する癌以外の症状を治療または予防するために使用することができること

を示すラベルを有する容器。

【請求項48】

一酸化炭素ガスが、酸素を含有するガスとの混合物である、請求項47記載の容器。

【請求項49】

一酸化炭素ガスが、少なくとも約0.025%、少なくとも約0.05%、少なくとも約0.10%、少なくとも約1.0%、または少なくとも約2.0%の濃度で混合物中に存在する、請求項48記載の容器。

【請求項50】

患者において天然に生じる癌を治療または予防するための、一酸化炭素を含む薬学的組成物。

【請求項51】

患者における望ましくない血管形成、または望ましくない血管形成と関連する症状を治療または予防するための、一酸化炭素を含む薬学的組成物。

【請求項52】

ガス状組成物である、請求項50または51記載の薬学的組成物。